

離婚に関連する届には以下のものがあります。但し一般的な場合について説明しておりますので、詳しくは担当窓口におたずねください。 R3.2.15作成

区役所〔総務部・保健福祉部〕、北須磨支所（市民課・保健福祉課）

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> * 届出先…夫婦の本籍地又は届出人の所在地です。 * 届出人…協議離婚は夫・妻、調停・和解・請求の認諾・審判・判決離婚は原則申立て人です。 • 協議離婚の場合は成人2名の証人の自署押印が必要です。 • 離婚届のみでは子供の戸籍を離婚後の母又は父の戸籍に移すことはできません。これを希望する場合は別途下記「入籍届」が必要です。 • 離婚により住所の変更があった場合は別途住所異動届が必要です。 	調停・和解・請求の認諾・審判・判決離婚は 確定の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 離婚届書 • 戸籍謄本（本籍地の役所に届ける場合は不要） • 届出人の印鑑 • 調停・和解・請求の認諾の場合は各調書の謄本 • 審判・判決離婚の場合…審判書又は判決の謄本及び確定証明書 	
離婚の際に称していた氏を称する届 (離婚届と同時に届出可)	<ul style="list-style-type: none"> * 離婚により旧姓にもどる夫又は妻が、離婚後も婚姻中の氏の使用を希望する場合の届出です。 * 届出先…届出人の本籍地又は所在地です。 * 届出人…離婚により旧姓にもどる夫又は妻です。 	協議離婚届出日、調停等の成立日、審判、判決等の確定日から3ヵ月以内	<ul style="list-style-type: none"> • 離婚の際に称していた氏を称する届書 • 戸籍謄本（本籍地の役所に届ける場合は不要） • 届出人の印鑑 (離婚後3ヵ月以上経過した場合は「氏変更届」となり、家庭裁判所の許可審判書と確定証明書が必要となる) 	市民課
入籍届 (離婚届と同時に届出不可)	<ul style="list-style-type: none"> * 婚姻中の戸籍に記載されている子供の戸籍を、離婚により婚姻中の戸籍から除かれた夫又は妻の戸籍に移す場合の届出です。 * 届出先…入籍する子の本籍地又は届出人の所在地です。 * 届出人…入籍する子（但し、子が15歳未満の場合は親権者である母又は父）です。 		<ul style="list-style-type: none"> • 入籍届書 • 家庭裁判所の許可審判書謄本 • 子の戸籍謄本（本籍地の役所に届ける場合は不要） • 氏（戸籍）を異にする父又は母の戸籍謄本（本籍地の役所に届ける場合は不要） • 届出人の印鑑（入籍する子が満15歳以上の場合は子の印鑑が必要となるため注意） 	
印鑑登録届	婚姻中の氏が含まれた印鑑で印鑑登録をしており、離婚により氏変更があった場合は、離婚届出により登録は自動的に廃止されます。 新しい氏の印鑑登録を希望する場合は再度登録申請が必要です。		<ul style="list-style-type: none"> • 新たに登録する印鑑 • 代理人が申請する場合は委任状と代理人の印鑑 • 即日交付を希望する場合は本人が来庁し、官公署発行の顔写真付で改ざん防止処理がされた身分証明書（例：運転免許証、パスポート等）の持参が必要 	市民課
住民基本台帳カード・マイナンバーカード	離婚により氏を変更された場合は、カードに変更後の氏名を記載しますので、カードをご持参ください。		住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）	市民課
電子証明書	離婚により氏を変更された場合は、署名用のみ自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに手続きをしてください。		個人番号カード	
外国人住民の方	住民票の通称（名）の変更をご希望の場合は、ご相談ください。		個々の状況により、必要書類をお願いすることがあります。	市民課
	特別永住者以外の中長期在留者の方は、出入国在留管理局で手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	離婚日から14日以内	出入国在留管理局でお尋ねください。	出入国在留管理局 078-391-6378
国民健康保険	離婚により配偶者及び子ども等が社会保険の扶養対象でなくなり、国民健康保険に加入する場合は届出が必要です。	社会保険資格喪失日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 健康保険資格喪失証明書 • 印鑑 • 同じ世帯で既に国民健康保険加入者がいる場合はその国民健康保険証 • 個人番号カードをお持ちの方は個人番号カード 	保険年金医療課 国保年金係
	現在国民健康保険に加入している方で、離婚により氏の変更があった場合は国民健康保険証の氏修正が必要です。	変更日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保険証 • 印鑑 • 個人番号カードをお持ちの方は個人番号カード 	

裏面につづく

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第3号被保険者が離婚した場合は、第1号被保険者への変更届出が必要です。 ・国民年金保険料の納付が必要です。 ・経済的に保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・納付猶予申請をしてください。 	離婚日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（マイナンバーカード）または基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など） 	保険年金医療課 国保年金係
ひとり親家庭等 医療費助成の申請	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童が健康保険証を使ってお医者さんにかかった時の自己負担金の一部を助成します。ただし、所得制限があります。		<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・健康保険証 ・母子家庭等であることを証明する書類（戸籍謄本または児童扶養手当証書） ※詳細は介護医療係窓口にて、ご相談ください。	保険年金医療課 介護医療係
児童手当	*離婚により児童〔中学校3年生まで（15歳到達年度の年度末まで）〕の養育者（監護し、かつ生計同一）が変更になったとき。 請求月の翌月分から支給されます。 （手続きが遅れると、受けられる月分の手当が受けられなくなります） 郵送手続きをご希望の場合は、神戸市の児童手当のホームページをご覧ください。	離婚届出後 すぐに	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・健康保険証 ・請求者名義の銀行預金通帳 ・個々の状況により他に必要書類をお願いすることがあります。 	こども家庭支援課 (保健福祉課) こども福祉係
児童扶養手当	離婚などにより、父と生計をともにできない児童を養育している母、または母と生計をともにできない児童を養育し、生計を共にしている父に支給します。父や母がいる場合でも、父や母に政令で定める重度の障害がある場合には支給します。[18歳に達した最初の3月31日まで（ただし特別児童扶養手当受給児童は20歳の誕生日の前日まで）・所得制限あり]☆請求月の翌月分から支給されます。		こども福祉係窓口にて、必要書類等、ご相談ください。	
厚生年金の分割請求	「離婚分割」は、離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれの自分の年金とすることができる制度で、「合意分割制度」と「3号分割制度」があります。	離婚後2年以内	お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターへお問合せください。 ※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内であれば手続き可能です。（調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内）	年金事務所 または 年金相談センター

手続きは住民登録をされている区役所・支所でしてください。

お問い合わせは

東灘区 ☎841-4131
長田区 ☎579-2311

灘区 ☎843-7001
須磨区 ☎731-4341

中央区 ☎232-4411
北須磨支所 ☎793-1212

兵庫区 ☎511-2111
垂水区 ☎708-5151

北区 ☎593-1111
西区 ☎929-0001